

福島市新時代消防団計画



新時代消防団運営協議会
(福島市消防団)

目 次

I	はじめに	1 ～ 4
1	策定の趣旨	1
2	消防団を取り巻く環境の変化	1
3	国の動向	2
4	福島市消防団の現状	3、4
II	基本構想	5 ～ 7
1	計画の基本方針	5
2	計画の位置付け	6
3	計画の期間	6
4	計画の進行管理	7
III	基本計画	7 ～ 8
施策 1	団員の確保	7
施策 2	組織体制の強化	7
施策 3	施設・装備の充実	8
施策 4	処遇の改善	8
施策 5	教育・訓練の充実	8
施策 6	地域との連携	8
IV	施策の展開	8 ～ 26
施策 1	団員の確保	8 ～ 10
	(1) 地域の実情に応じた団員の確保	8、9
	(2) 消防団協力事業所の拡充	9、10
	(3) 消防団サポート事業の拡充	10
施策 2	組織体制の強化	11 ～ 25
	(1) 管轄区域の充実	11 ～ 17
	(2) 機能別団員の導入	17、18
	(3) 女性消防団員の充実	18
施策 3	施設・装備の充実	18 ～ 23
	(1) 屯所等施設の適正管理	18 ～ 20
	(2) 車両等の適正管理	20 ～ 22
	(3) 装備品の充実	22、23
施策 4	処遇の改善	23、24
	(1) 団員処遇の改善	23、24
施策 5	教育・訓練の充実	24 ～ 26
	(1) 教育・訓練の強化	24、25
	(2) 消防操法の強化	25
施策 6	地域との連携	26
	(1) 自主防災組織等の育成指導	26

資料編

1	消防団員の条例定員数及び実数・・・・・・・・・・・・・・・・	27
2	屯所等施設及び車両状況・・・・・・・・・・・・・・・・	28
3	団員貸与品及び分団装備品等の状況・・・・・・・・	29
4	消防団員報酬等支給状況・・・・・・・・	30
5	実施計画（例）・・・・・・・・	31～33

I はじめに

1 策定の趣旨

本市消防団は、市民の安全・安心を守るため、「自らの地域は自ら守る」という郷土愛護の精神と使命感のもと、地域防災の中核として積極的に活動しておりますが、社会経済情勢や住民意識の変化等に伴って、消防団員数の減少、※¹被雇用者団員（以下「サラリーマン団員」という。）の増加、年々進展する団員の高齢化、さらには、災害の多様化・大規模化など消防団を取り巻く環境は、大きく変化しております。

また、少子高齢化の進展等により、今後ますます人口減少社会が進み、次世代の防災を担う年少人口と生産年齢人口が減少することから、限られた資源の中で、消防団の充実強化に向けた早期の対策が必要と考えられます。

国では、平成25年12月に「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」（以下「消防団等充実強化法」という。）が制定され、地域防災における消防団の重要性とその充実強化が示されました。

このような状況を踏まえ、地域防災にとって欠かすことのできない存在である消防団を将来に渡り維持していくとともに、消防団員が活動しやすい体制づくりと組織の強化を進めるため、新時代に向けた消防団計画を策定するものです。

※¹「被雇用者団員」とは事業所等に勤務する消防団員のことです。

2 消防団を取り巻く環境の変化

昭和23年の消防組織法制定以来、消防団は地域防災において重要な役割を果たしておりますが、常備化の進展や就業構造の変化、国民意識の変容等の社会環境の変化に伴い、消防団員数の減少、サラリーマン団員の増加等の課題に直面しております。

一方、消防団は、地域社会のニーズに対応して、火災対応はもとより、大規模地震、風水害等の大規模災害発生時には、その要員動員力、地域密着性や即時対応力といった特性を活かし、大きな力を発揮しており、役割はますます重要なものとなっております。

さらに、地域密着性という利点を活かし、平常時における住民への防災指導等のほか、各種の地域行事、地域の高齢者対策等のコミュニティ活動面で重要な役割を担っていることから、その要員動員力、地域密着性等の特性を活かしながら、地域社会の幅広いニーズへの対応が大いに期待されております。

3 国の動向

平成25年12月、議員立法により「消防団等充実強化法」が成立しております。

法律の概要は、「①地域防災力の充実強化に関する計画の策定、②将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在である消防団の強化、③国及び地方公共団体による消防団への加入の促進、④公務員の兼職の特例、⑤事業者・大学等の協力、⑥消防団員の処遇・装備・教育訓練の改善等の消防団活動の充実強化、⑦地域における防災体制の強化」について規定されています。

この消防団等充実強化法を受け、消防庁では、「消防団充実強化対策本部」を設置し、消防団への加入促進、消防団員の処遇改善、消防団の装備・教育訓練の充実等について、地方公共団体への支援・働きかけを行っております。

このような国の動きを背景に、福島市消防団の充実強化を図るうえで、そのやり方を明らかにし、具体的かつ積極的に実行するため、新時代に向けた消防団計画を策定します。

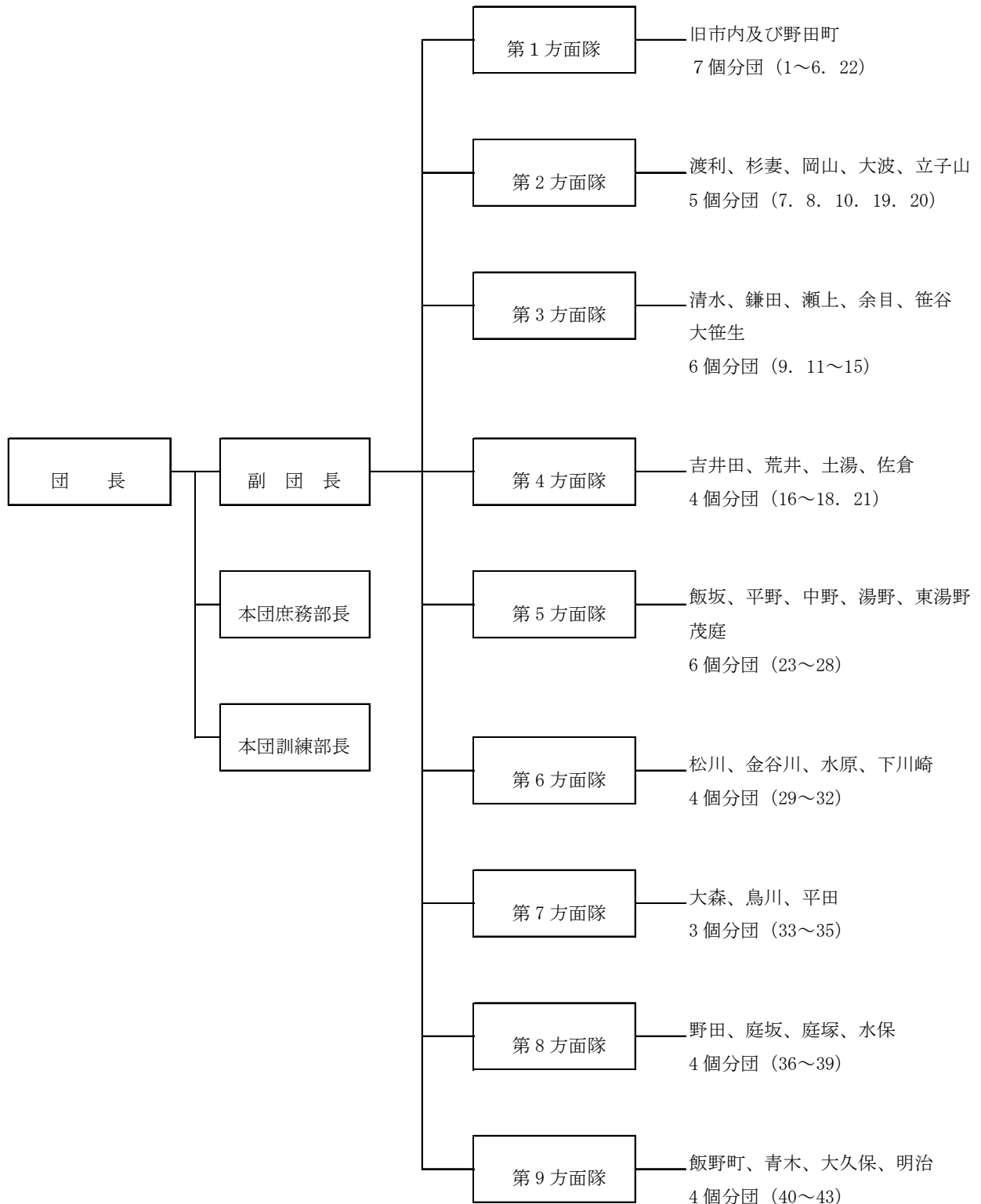
4 福島市消防団の現状

福島市消防団は、各町村が福島市と合併するごとに組織が拡大し、1本団、9个方面隊及び43個分団の組織体制で、条例定員が2,630人です。

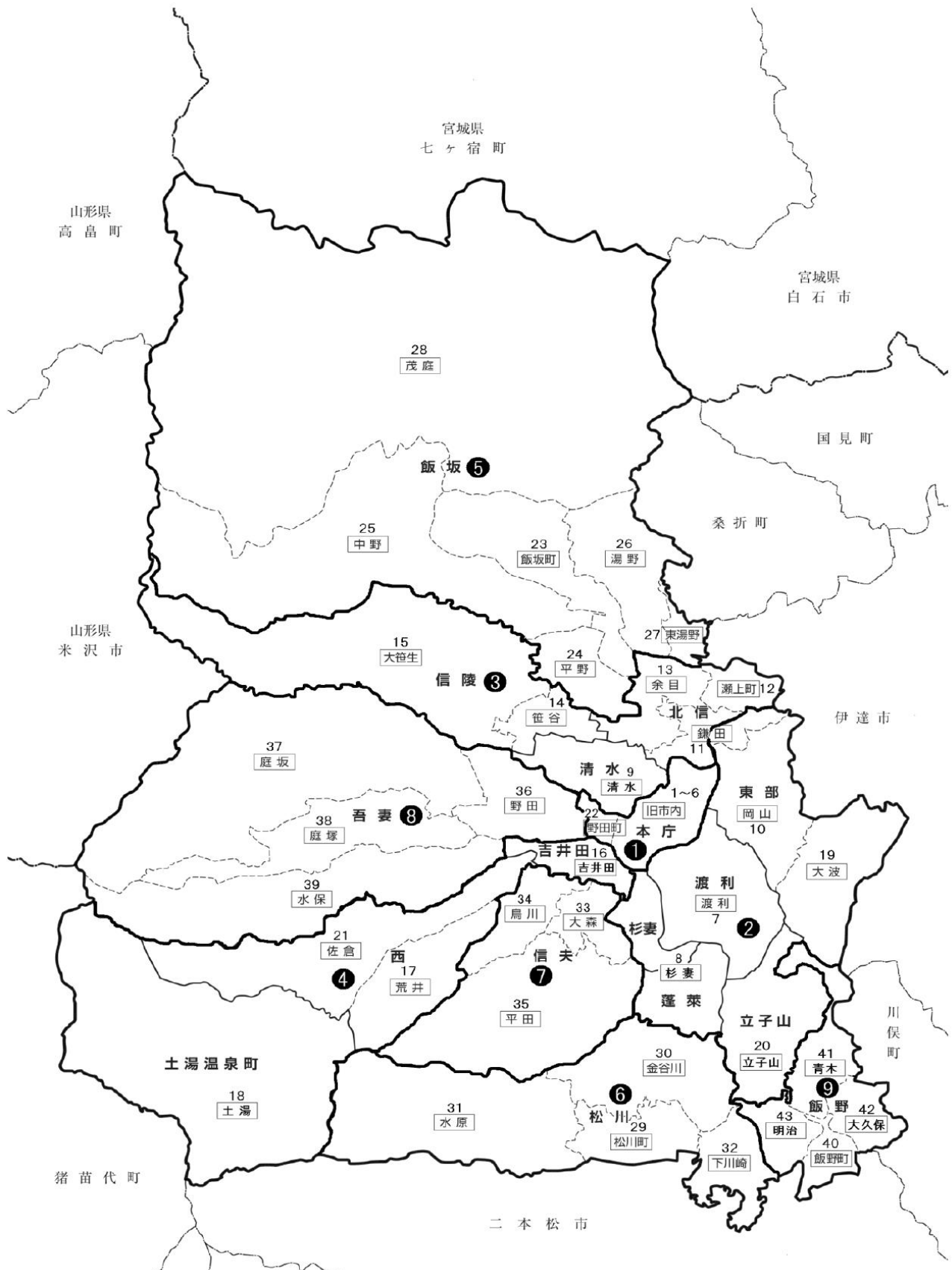
また、各分団内の部、班の編成については、部は5部以内、班は3班以内とし、135部、305班の体制です。

(1) 非常備消防の組織体制

(平成30年4月1日現在)



(2) 非常備消防の方面隊 (①～⑨)・分団区域 (1～43)



Ⅱ 基本構想

基本構想とは、消防団を中核とした地域防災力の向上を図り、安全・安心を確保するため、本市消防団の目指すべき将来像や大局的な方向性を示すものです。

1 計画の基本方針

消防団は、「自らの地域は自ら守る」という精神に基づき、消火・防災活動はもとより、平常時の啓発活動など幅広い分野で地域防災の要として重要な役割を果たしておりますが、社会環境の変化等に伴い、団員数の減少や団員のサラリーマン化等の様々な課題に直面しております。

こうした状況を踏まえ、基本構想を具現化するために消防団の持つ要員動員力、地域密着性や即時対応力を将来にわたり持続的に活かしていけることの実現を目指し、計画の基本方針として以下のとおり取り組むべき施策を体系的に示すものです。

施策1 団員の確保

- (1) 地域の実情に応じた団員確保
- (2) 消防団協力事業所の拡充
- (3) 消防団サポート事業の拡充

施策2 組織体制の強化

- (1) 管轄区域の充実
- (2) 機能別団員の導入
- (3) 女性消防団員の充実

施策3 施設・装備の充実

- (1) 屯所等施設の適正管理
- (2) 車両等の適正管理
- (3) 装備品の充実

施策4 処遇の改善

- (1) 団員処遇の改善

施策5 教育・訓練の充実

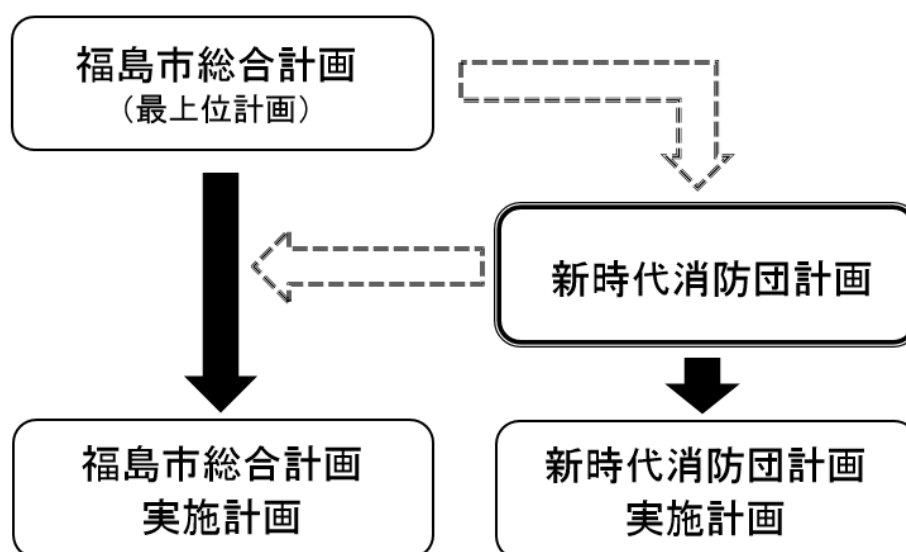
- (1) 教育・訓練の強化
- (2) 消防操法の強化

施策6 地域との連携

- (1) 自主防災組織等の育成指導

2 計画の位置付け

新時代消防団計画は、「消防団等充実強化法」の目的や基本理念を反映し、「福島市総合計画」の基本的な方針に沿って策定する長期的な指針として位置付けています。

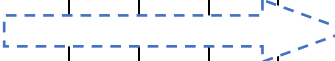
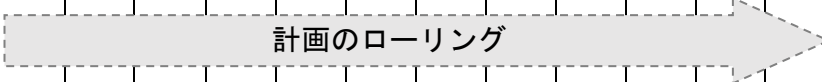


3 計画の期間

計画の期間は、長期的かつ総合的な視点に立った取り組みが求められることから、5年間とします。

ただし、第1期に関しては、2019年度から2020年度の2年間とします。

計画の進捗状況は、市の財政状況や社会情勢等を踏まえ、実施計画の中で適宜行うものとします。

区分	年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
福島市総合計画														
新時代消防団計画														
新時代消防団計画 実施計画														

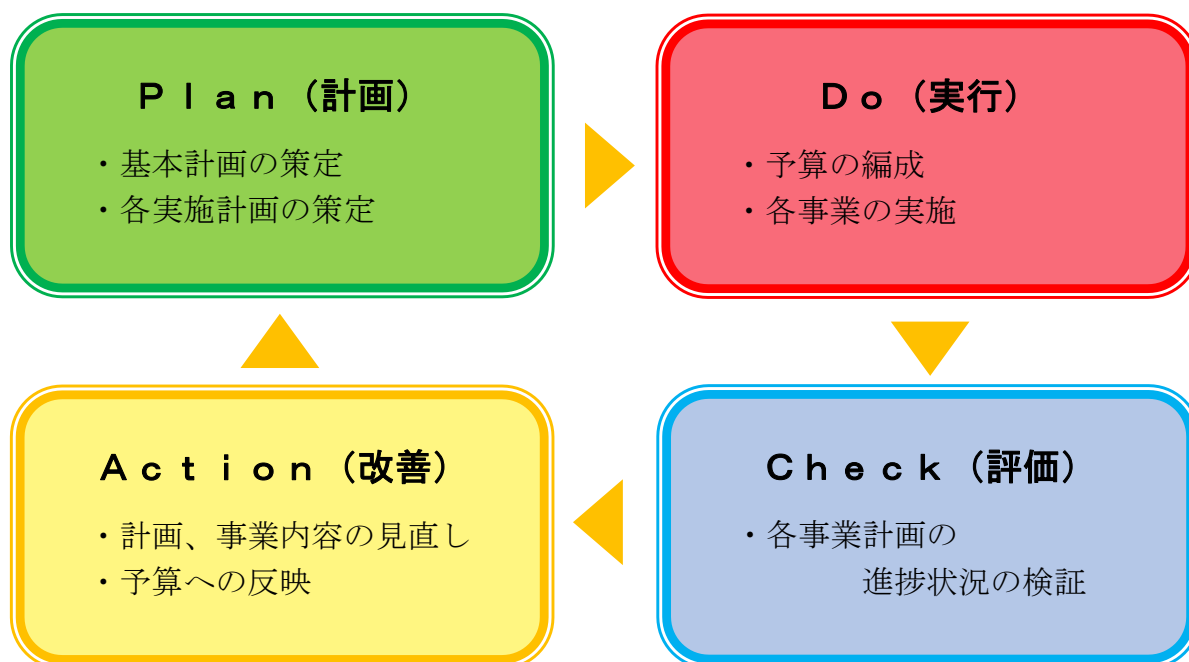
【新時代消防団計画実施計画とは】

実施計画の期間を3年間とし、新時代消防団計画の基本方針で定められた施策を事務事業として明らかにするとともに、基本方針の達成状況を把握するものです。

また、社会情勢の変化や緊急性に対応した新たな事業との整合を図るため、毎年度ローリング方式により計画の調整を行います。

4 計画の進行管理

基本方針実現に向けて策定された基本計画を着実に実行するため、また、消防団業務に対する市民ニーズの変化や、社会経済情勢に柔軟に対応するため、PDCAサイクルによる進行管理を行います。



Ⅲ 基本計画

施策1 団員の確保

災害による被害を軽減するためには、要員動員力、地域密着力、即時対応力といった特徴を持つ消防団の存在が必要不可欠であります。これらの特徴を発揮するためには、基本となる消防団員の数が確保されていなければなりません。

一方、消防団員は減少傾向で災害時のマンパワーが不足しており、さらに地域外へ勤務するサラリーマン団員の増加により日中の防災力低下も懸念されているところです。

このため、消防団の活動を地域住民へPRし、自らの地域は自ら守るという意識を醸成して消防団へ対する興味を発掘するとともに、消防団員が勤務する事業所や消防団員が利用する店舗等の消防団活動へ対する理解と協力を得ることにより、消防団員確保へ繋げていきます。

施策2 組織体制の強化

「福島市人口ビジョン」における将来人口の推計では、福島市の人口は2040年に約22万6千人になると予想されています。人口減少に伴い、入団者数の減少は避けられないものであり、特に市街地から離れた地区では、今後、分団、部単位での活動が困難となることが予想されることから、各分団間のさらなる連携の強化や、分団、部等の統合・再編等にも考慮しながら、組織体制の強化を図ります。

施策3 施設・装備の充実

各地域の防災拠点となる屯所等施設は、将来世代も見据えた必要な機能を集約するほか、人口・世帯数や道路状況等、地域実情に応じた保有量のあり方について調整を図ります。また、車両については、各分団の地域の特性に適応した車両の仕様を決め、適正な配置を図ります。さらに、装備品については、消防団員の安全管理を図るうえで重要であることから、新たな物品の導入や在庫管理手法等の検討を行い装備品の充実を図ります。

施策4 処遇の改善

消防団員は、地域における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担っており、昼夜を問わず活動しておりますので、その活動実態に応じた年間報酬額、費用弁償の支給額について、適切な支給の見直しを図ります。

施策5 教育・訓練の充実

消防団員の教育については、常に規律を正し、隊員の品位の向上を図るとともに、団結を強固にして、消防一体の実をあげ強化を図ります。特に、新入団員には、火災時の延焼拡大防止措置や倒壊家屋からの救助、避難誘導、地域防災指導等の活動内容に応じて、安全管理を含めた実践的な知識及び技術の習得を図ります。

訓練については、部隊行動を確実軽快にし、厳正な規律を身につけさせ、消防諸般の要求に適応させるための基礎を作ることが目的にあるため、方面隊、分団単位で行っている規律訓練や消防操法訓練のさらなる充実を図ります。

施策6 地域との連携

地域防災力の充実強化を図るためには、消防団のみならず自主防災組織等の活動を活性化させることが重要となります。

自主防災組織等の教育訓練においては、一定の訓練を受けた消防団員が指導的な役割を担うことにより一層の効果が期待できることから、「自らの地域は自ら守る」という使命感や情熱をもった消防団員を育成し、地域防災リーダーの中核としての役割を担い防災力の向上を図ります。

IV 施策の展開

施策1 団員の確保

(1) 地域の実情に応じた団員の確保

(消防団員への加入促進)

第9条 国及び地方公共団体は、消防団への積極的な加入が促進されるよう、自らの地域は自ら守るという意識の啓発を図るために必要な措置を講ずるものとする。

(「消防団等充実強化法」抜粋)

① 現状と課題

消防団員の条例定員数は2,630人(平成23年4月1日改正)、実数は

2, 485人（平成30年4月1日現在）で充足率94.5%であり、現状は比較的高い充足率を保っておりますが、今後の人口減少・少子高齢化等社会環境の変化に伴って、年々消防団員を確保することは厳しい傾向になりつつあります。

平成29年度に全消防団員を対象として実施した「消防団に関するアンケート調査」（以下「アンケート調査」という。）の結果では、「今後は難しくなる」が53%、「現在も難しい今後さらに難しい」が35%と全体の88%を占め、今後団員となりうる若い世代の人材が不足していることがわかりました。

② 基本方針

消防団員が活動しやすい体制づくりと組織の強化を図ることにより、若い世代の団員を確保し、将来世代を見据えた「つなげる福島市消防団」を目指します。

③ 施策・取組み等

ア 消防団員が活動しやすい体制づくりと組織の強化に努め団員を確保します。

イ 地域の実情に応じた必要な団員数を確保するには、何より地域住民や家族の理解と協力が不可欠でありますので、各方面隊長や各分団長が主となり地域の皆様と協力しながら団員の確保に努めます。

ウ 条例で規定されている任命要件を見直し、入団しやすい体制づくりに努めます。

エ 消防出初式等のイベントの際に、将来、防災を担う子供たちにキッズコーナーなどのブースを設けて、消防と肌で触れ合う機会を提供することにより、幼少年期から消防団に興味を持つようPR活動を行います。

オ 若い世代の男性や女性の団員を確保するため、事業所等や国及び地方公共団体の職員に加入促進の働きかけを行います。

（２）消防団協力事業所の拡充

（事業者の協力）

第11条 事業者は、その従業員の消防団への加入及び消防団員としての活動が円滑に行われるよう、できる限り配慮するものとする。

2 事業者は、その従業員が消防団としての活動を行うために休暇を取得したことその他消防団員であること又はあったことを理由として、当該従業員に対して雇用その他不利益な取り扱いをしてはならない。

3 国及び地方公共団体は、事業者に対して、その従業員の消防団への加入及び消防団員としての活動に対する理解の増進に資するよう、財政上又は税制上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（「消防団等充実強化法」抜粋）

① 現状と課題

「消防団協力事業所表示制度」とは、事業所の消防団活動への協力が社会貢献として広く認められると同時に、事業所の協力を通じて、地域防災体制がより一層充実されることを目的とした制度です。

現在、福島市の協力事業所は11事業所（平成30年4月1日現在）ですが、

さらに、消防団協力事業所の拡充を図る必要があります。

サラリーマン団員が年々増加傾向にある中で、アンケート調査では、消防団員自らがどのような協力を得られれば良いかについて、「勤務時間中、消防団活動への便宜」が44%、「消防団行事参加時の休暇体制」が36%であり、事業所で働く団員が消防団活動を行う上で事業所の理解を得る必要があることがわかりました。

② 基本方針

サラリーマン団員が入団しやすく、かつ消防団員として活動しやすい環境を整備することを目的とし、消防団活動への企業理解の促進を図り団員を確保します。

③ 施策・取組み等

ア 認定要件を満たしているが申請のない事業所等へ対し、戸別訪問を実施して申請を促します。

イ 事業者へ消防団の活動について、できる限り配慮して頂けるよう協力を求めます。

ウ 事業者へ消防団としての活動を行うための休暇の取得等、当該消防団員に対して雇用その他不利益な取り扱いをしないように協力を求めます。

(3) 消防団サポート企業の拡充

① 現状と課題

福島県では、地域防災力の中核として重要な役割を担う消防団を県全体で応援し、消防団が誇りを持って消防団活動に取り組むことができる環境を整備するため、地域防災力の充実強化を図ることを目的として、福島県内の消防団員、消防団、消防団協力事業所（以下「消防団員等」という。）に対し、サービス等の提供を行う企業、店舗、施設等（以下「サポート企業」という。）の募集を行っております。

福島市の企業は現在、6事業所（平成30年4月1日現在）がサポート企業に登録しておりますが、さらに、登録数を拡充する必要があります。

アンケート調査では、サポート企業があればよいと思うかについて、「あればよい」が63%で、内訳は「割引」が65%、「物品役務提供」が55%、「貸付優遇」が26%であり、消防団として活動する上で団員とその家族をサポートする企業の充実を求めている結果となりました。

② 基本方針

福島市として、福島県消防団応援プロジェクト「ふくしま消防団サポート企業」への募集活動を積極的に行い、福島市の消防団サポート企業の拡充を目指します。

③ 施策・取組み等

ア 消防出初式等の行事を捉え、消防団サポート企業の登録に向けて広報活動を行います。

イ 地区ごとに飲食店や事業所等を戸別訪問し、登録件数の拡充に努めます。

ウ 消防団の会議等の中で登録店の周知を図ります。

施策２ 組織体制の強化

（１）管轄区域の充実

① 現状と課題

ア 組織体制

福島市の消防団は、各町村が福島市と合併するごとに組織が拡大しており、１本団、９个方面隊及び４３個分団の組織体制で、条例定員が２，６３０人であります。

各分団内の部、班の編成については、１３５部３０５班の編成であります。人口減少に伴い現状の分団や部・班の存続が困難となりつつある地域が見受けられます。また、交通網や社会条件等の変化も進展しております。これらのことから、地域の実情に応じた各分団等の組織のあり方について検討する必要があります。

イ 消防団の出動体制

「消防力の整備指針」では、消防ポンプ自動車（以下、「ポンプ車」という。）に搭乗する消防隊の隊員数は１台につき５名、小型動力消防ポンプ付積載自動車（以下、「積載車」という。）を操作する消防隊の隊員数は１台につき４名と示されております。しかし、社会情勢の変化により、消防団員の約６５％（平成３０年４月１日現在）がサラリーマン化しており、平日の昼間の災害へ出動する人員を確保することが厳しい傾向になりつつあります。

ウ 消防予算

今後の人口減少により、市町村消防費に係る普通交付税措置される金額の減少が予想されることから、現在、消防団で運用している屯所等施設や消防車両の現状維持が困難となることが予想されます。

各方面隊の実情

《第1方面隊》

第1方面隊は、管轄人口が41,345人（2015国勢調査（以下省略））と市内で3番目に多い人口に対し、団員実数は169人で団員率（下表（C）欄）が0.41%（福島市の平均団員率0.84%）と、人口に対する実団員数の割合が最も少ない方面隊です。

消防屯所車庫等の数は屯所車庫が8施設、車庫が1施設で合計9施設です。

平成29年度に実施した『消防力適正配置等調査結果』（※1）では、消防団の参集部隊数（※2）は「4.5分以内に消防車両が到着可能な屯所等の配置が6箇所以上となる施設」は8施設と数が多い状態です。

分 団	人 口 (A)	団員定数 (B)	実団員数 H30.4.1 現在	団員率 (C)	サラリーマン団員数 H30.4.1 現在	屯所等施設数 H30.4.1 現在
第1分団	3,120	25	22	0.71%	10	1
第2分団	3,381	22	22	0.65%	13	1
第3分団	12,579	28	26	0.21%	11	2
第4分団	5,484	25	25	0.46%	12	1
第5分団	3,189	29	29	0.91%	16	2
第6分団	3,796	25	25	0.66%	14	1
第22分団	9,796	21	20	0.20%	11	1
合 計	41,345	175	169	0.41%	87	9

※ (A)：2015国勢調査、(B)：条例定数、(C)：実団員数/人口

※1「消防力適正配置等調査結果」について

福島市の消防力を効率的に整備・運用するため、消防力適正配置等の業務を一般財団法人消防防災科学センターへ依頼したもので、管内に配置される消防力（消防署所、消防車両、消防団屯所等（屯所車庫、置場）、消防水利）を、道路状況、人口・世帯数、災害発生状況等のデータをもとに、対象地域で発生する災害に最も効率的に対処できる消防力の適正な配置を、システム工学的手法を用いて分析・検討した結果です。

※2「参集部隊数」について

建物火災における消火活動では、火災建物の四方の面に4隊がホース1線ずつを配備し、延焼拡大阻止を図ることが基本となります。したがって、4隊が早期に集結できるような消防車両の配置が必要であります。このことを踏まえて4隊の集結の可能性をより高めるため、6隊として考えるものです。

《第2方面隊》

第2方面隊は、管轄人口が52,212人と市内で2番目に多く、第7分団、第8分団区域内の人口が約8割を占めており、市街地に人口が集中しています。一方、第19分団、第20分団の人口に対する実団員数の割合は3.32%、4.78%と高めです。今後、団員確保が難しくなる可能性が予測されます。

消防屯所車庫等の数は屯所車庫が21施設、車庫が1施設、屯所が1施設、屯所置場が6施設、置場が3施設で合計32施設です。

『消防力適正配置等調査結果』では、消防団の参集部隊数は「4.5分以内に到着可能な屯所等が6箇所以上となる施設」は4施設と屯所等の数が多く、第8分団では3施設であります。

一方、「4.5分以内に到着可能な屯所等の数が0箇所の屯所等」は第7分団4部（稲場）、第8分団1部（西裏）、第8分団1部（堰下）、第19分団3部（一里壇）及び第20分団3部（上館）の5施設です。

分 団	人 口 (A)	団員定数 (B)	実団員数 H30.4.1 現在	団員率 (C)	サラリーマン団員数 H30.4.1 現在	屯所等施設数 H30.4.1 現在
第7分団	16,004	75	67	0.42%	33	8
第8分団	24,967	87	78	0.31%	60	7
第10分団	8,850	65	58	0.66%	44	5
第19分団	1,114	43	37	3.32%	34	5
第20分団	1,277	64	61	4.78%	52	7
合 計	52,212	334	301	0.58%	223	32

《第3方面隊》

第3方面隊は、管轄人口が87,145人と市内で最も多い人口です。団員実数の割合を見ると、第15分団の人口に対する団員実数の割合は3.37%と高めであるが、他分団は平均団員率を大きく下回っています。また、第15分団以外の地区が住居地域でサラリーマン団員が多いことから、団員確保が難しくなる可能性が予測されます。

消防屯所車庫等の数は屯所車庫が24施設、屯所置場が2施設、置場が11施設で合計37施設です。

『消防力適正配置等調査結果』では、消防団の参集部隊数は「4.5分以内に到着可能な屯所等が6箇所以上となる施設」は4施設であります。一方、「4.5分以内に到着可能な屯所等の数が0箇所の屯所等」は第12分団3部（向瀬上）です。

分 団	人 口 (A)	団員定数 (B)	実団員数 H30.4.1 現在	団員率 (C)	サラリーマン団員数 H30.4.1 現在	屯所等施設数 H30.4.1 現在
第9分団	36,339	100	85	0.23%	54	10
第11分団	13,636	66	56	0.41%	32	6
第12分団	7,236	55	48	0.66%	16	4
第13分団	14,697	70	68	0.46%	36	4
第14分団	12,953	57	56	0.43%	34	4
第15分団	2,284	77	77	3.37%	56	9
合 計	87,145	425	390	0.45%	228	37

《第4方面隊》

第4方面隊は、管轄人口が20,462人で、人口の約6割が第16分団管内です。団員実数の割合を見ると、第16分団以外は団員率が1%を超え、第18分団では6.16%と非常に高く、今後の人口推移が減少傾向であることから、団員数の維持は非常に難しい状況にあります。

消防屯所車庫等の数は屯所車庫が12施設、車庫が3、置場が3施設で合計18施設です。

『消防力適正配置等調査結果』では、消防団の参集部隊数は「4.5分以内に到着可能な屯所等が6箇所以上となる施設」は4施設であります。一方、「4.5分以内に到着可能な屯所等の数が0箇所の屯所等」は第18分団2部（鷲倉山）であります。以前より団員数が少なく団員確保が非常に難しい状況にあります。

分 団	人 口 (A)	団員定数 (B)	実団員数 H30.4.1 現在	団員率 (C)	サラリーマン団員数 H30.4.1 現在	屯所等施設数 H30.4.1 現在
第16分団	12,085	68	58	0.48%	37	5
第17分団	4,236	49	49	1.16%	31	3
第18分団	601	43	37	6.16%	23	4
第21分団	3,540	80	74	2.09%	60	6
合 計	20,462	240	218	1.07%	151	18

《第5方面隊》

第5方面隊は、管轄人口が21,756人で、第24分団を除き団員率が1%を超え、特に第25分団が5.30%、第27分団が4.58%、第28分団が17.17%と非常に高く、今後の人口推移が減少傾向であることから、団員数の維持は非常に難しい状況にあります。

消防屯所車庫等の数は屯所車庫が24施設、屯所が2施設、車庫が2施設、置場が11施設で合計39施設です。

『消防力適正配置等調査結果』では、消防団の参集部隊数は「4.5分以内に到着可能な屯所等が6箇所以上となる施設」は11施設と非常に多い状況です。一方、「4.5分以内に到着可能な屯所等の数が0箇所の屯所等」は第25分団4部（円部）です。

分 団	人 口 (A)	団員定数 (B)	実団員数 H30.4.1 現在	団員率 (C)	サラリーマン団員数 H30.4.1 現在	屯所等施設数 H30.4.1 現在
第23分団	6,431	100	98	1.52%	39	9
第24分団	8,908	75	74	0.83%	28	9
第25分団	1,207	70	64	5.30%	41	6
第26分団	4,036	95	95	2.35%	38	7
第27分団	743	37	34	4.58%	21	3
第28分団	431	76	74	17.17%	56	5
合 計	21,756	453	439	2.02%	223	39

《第6方面隊》

第6方面隊は、管轄人口が15,445人と市内で2番目に少ない人口で、全分団で団員率が1%を超え、特に31分団は5.25%と非常に高く、今後の人口推移が減少傾向であることから、団員数の維持は非常に難しい状況にあります。

消防屯所車庫等の数は屯所車庫が13施設、車庫が2施設、屯所置場が2施設、置場が10施設で合計27施設です。

『消防力適正配置等調査結果』では、消防団の参集部隊数は「4.5分以内に到着可能な屯所等が6箇所以上となる施設」はありません。一方、「4.5分以内に到着可能な屯所等の数が0箇所の屯所等」は第30分団2部（深沢）、第31分団1部（上野原）です。

分 団	人 口 (A)	団員定数 (B)	実団員数 H30.4.1 現在	団員率 (C)	サラリーマン団員数 H30.4.1 現在	屯所等施設数 H30.4.1 現在
第29分団	7,620	78	78	1.02%	51	11
第30分団	4,678	60	59	1.26%	49	6
第31分団	1,029	55	54	5.25%	40	6
第32分団	2,118	50	50	2.36%	39	4
合 計	15,445	243	241	1.56%	179	27

《第7方面隊》

第7方面隊は、管轄人口が25,014人で、人口の約6割が第33分団管内です。また、第35分団の団員率が2.74%と高めであることから、今後の人口推移が減少傾向であることから、団員数の維持は非常に難しい状況にあります。

消防屯所車庫等の数は屯所車庫が12施設、屯所が1施設、車庫が1施設、屯所置場が1施設、置場が3施設で合計18施設です。

『消防力適正配置等調査結果』では、消防団の参集部隊数は「4.5分以内に到着可能な屯所等が6箇所以上となる施設」はありません。一方、「4.5分以内に到着可能な屯所等の数が0箇所の屯所等」は第35分団1部（音坊）及び3部（西ノ内）です。

分 団	人 口 (A)	団員定数 (B)	実団員数 H30.4.1 現在	団員率 (C)	サラリーマン団員数 H30.4.1 現在	屯所等施設数 H30.4.1 現在
第33分団	15,014	76	72	0.48%	62	6
第34分団	7,398	70	68	0.92%	55	6
第35分団	2,628	73	72	2.74%	58	6
合 計	25,014	219	212	0.85%	175	18

《第8方面隊》

第8方面隊は、管轄人口が25,088人で、人口の約6割強が第36分団管内です。また、他の分団では団員率が1%を超え、第38分団では3.59%、第39分団では3.83%と高く、今後の人口推移が減少傾向であることから、団員数の維持は非常に難しい状況です。

消防屯所車庫等の数は屯所車庫が13施設、車庫が1施設、屯所置場が10施設、置場が3施設で合計27施設です。

『消防力適正配置等調査結果』では、消防団の参集部隊数は「4.5分以内に到着可能な屯所等が6箇所以上となる施設」は3施設です。一方、「4.5分以内に到着可能な屯所等の数が0箇所の屯所等」は第38分団2部（湯花沢）ですが、この地区は遠隔地にあり団員確保が非常に難しい状況にあります。

分 団	人 口 (A)	団員定数 (B)	実団員数 H30.4.1 現在	団員率 (C)	サラリーマン団員数 H30.4.1 現在	屯所等施設数 H30.4.1 現在
第36分団	15,944	97	91	0.57%	45	8
第37分団	5,313	88	88	1.66%	64	8
第38分団	2,031	81	73	3.59%	48	6
第39分団	1,800	70	69	3.83%	50	5
合 計	25,088	336	321	1.28%	207	27

《第9方面隊》

第9方面隊は、管轄人口が5,754人と市内で最も少ない人口です。全ての分団で団員率が1%を超え、特に第41分団が3.74%、第43分団が3.92%と高く、今後の人口推移が減少傾向であることから、団員数の維持は非常に難しい状況にあります。

消防屯所車庫等の数は屯所車庫が2施設、屯所が2施設、車庫が13施設、置場が7施設で合計24施設です。

『消防力適正配置等調査結果』では、消防団の参集部隊数は「4.5分以内に到着可能な屯所等が6箇所以上となる施設」は4施設です。一方、「4.5分以内に到着可能な屯所等の数が0箇所の屯所等」は第43分団2部（胡桃作）ですが、団員確保が非常に難しい地区です。

分 団	人 口 (A)	団員定数 (B)	実団員数 H30.4.1 現在	団員率 (C)	サラリーマン団員数 H30.4.1 現在	屯所等施設数 H30.4.1 現在
第40分団	2,040	48	46	2.25%	24	6
第41分団	1,285	52	48	3.74%	37	7
第42分団	1,434	49	47	3.28%	40	5
第43分団	995	41	39	3.92%	30	6
合 計	5,754	191	180	3.13%	131	24

② 基本方針

今後の団員数の減少や災害の多様化等社会環境の変化を見据え、地域の実情に応じた管轄区域の充実を図り、円滑な消防団運営を目指します。

③ 施策・取組み等

- ア 人口・世帯数や交通網等の社会条件の変化に対応するため、本団役員会を定期的に行い、分団間等での連携・協力の体制を強化します。
- イ 現状の消防団活動状況等を正確に把握し、各分団の部・班の組織のあり方について、それぞれの地域実情に応じ増加や集約等を行い、充実強化を図ります。
- ウ 地震や水害等の大規模災害時の活動や、サラリーマン団員の増加に伴う平日昼間の活動等基本団員を補完するために、各分団等の実情に応じた組織体制の強化を図ります。
- エ 女性消防団員が活動しやすい組織のあり方や、やりがいを感じられる環境の整備を図ります。

(2) 機能別団員の導入

① 現状と課題

機能別消防団員とは、一般的な消防団員とは異なり、入団時に決めた特定の活動・役割及び大規模災害対応等に参加する消防団員です。

現在、福島市では導入しておりませんが、大規模災害時や平日昼間等の基本団員が不足する災害活動に対し、豊富な経験や知識、技術を有する消防団OB等による機能別消防団員の導入は必要と考えています。

アンケート調査では、機能別消防団員があればよいと思うかについて、「あればよい」が61%で、内訳は「OB団員」が61%、「予防・広報」が32%、「大規模災害」が25%の結果であり、機能別消防団員の導入の必要性を感じていることがわかりました。

② 基本方針

今後、基本団員の活動を補完する役割や大規模災害時の避難誘導等を担う団員は必要不可欠であることから、機能別消防団員制度を導入し、組織の充実を目指します。

また、機能別消防団員の導入に伴い、方面隊及び分団の定員のあり方を検討します。

③ 施策・取組み等

ア 支援団員の導入

福島市の消防団員として従事し退団した者又は消防職員を退職した者のうち、昼間に限り活動を行う消防団員の導入を検討します。

イ 事業所団員の導入

福島市内に勤務する者のうち、勤務先の事業所等で定める勤務時間内の昼間に限り活動を行う消防団員の導入を検討します。

ウ 学生団員の導入

福島市内に居住し、又は福島市内の大学や専門学校に通学する者のうち、主に火災予防活動、広報活動を行う消防団員の導入を検討します。

エ その他

その他必要な機能別消防団員について導入を検討します。

(3) 女性消防団員の充実

① 現状と課題

全国各地で女性消防団員が採用され、女性消防団員の活躍の場も広がっています。

これは、単に男性消防団員の減少を補うためということではなく、消防団活動の中で、応急手当の普及、高齢者家庭の防火訪問など、特に女性の活躍が期待される活動分野が拡大しているためと考えられます。これらのことから、女性消防団員が活動しやすく、やりがいを感じられる組織体制、環境づくりが必要です。

福島市の女性消防団員は分団毎に所属し、8個分団で総人員が22人（平成30年4月1日現在）です。

アンケート調査では、女性消防団員にどのような活動を期待するかについて、「高齢者等防火訪問」が32%、「防火広報等」が26%、「後方支援」が16%、「救急指導」が15%の結果であり、防火訪問や広報など女性ならではの活躍への期待が大きいことがわかりました。

② 基本方針

地域住民の方へ女性消防団員の活動を知っていただくため、女性消防団員が活動しやすく、やりがいを感じられる組織体制と環境づくりを目指します。

③ 施策・取組み等

ア 女性防火クラブ員が活動する区域外を重点に、地域の企業や大学と連携し、女性消防団員の加入促進に努めます。

イ 女性消防団員が活動しやすい組織づくりに努めます。

ウ 女性消防団員としてやりがいを感じられる役割を検討します。

エ 女性消防団員が活動しやすいよう施設の改修又は整備を図ります。

施策3 施設・装備の充実

(1) 屯所等施設の適正管理

① 現状と課題

屯所等施設は、43個分団で合計231施設（平成30年4月1日現在）があります。内訳は屯所車庫129施設、屯所置場21施設、屯所6施設、車庫24施設、置場51施設です。

これらの施設は、建築年が昭和28年から平成29年で、建築年不明を含め昭和に建築した施設が137施設で全体の約60%と、老朽化が進んでおります。

過去10年間の建て替え状況は、平成24年度に東日本大震災時に被害を受けた施設を8棟改築し、公共事業により平成28年度、平成29年度に各1棟の改築で、実績の合計は11棟です。

また、火の見等施設は43個分団で合計207基（平成30年4月1日現在）があります。内訳は火の見櫓168基、ホース乾燥ポール39基です。これら施設も老朽化が進んでおります。

アンケート調査では、屯所車庫や置場等の施設数について、「適当」が91%、「少ない」が5%、「多い」が2%であり、ほとんどの団員が適正な数であると感じている結果でした。

また、地元で火災が発生した際に最寄りの置場に駆けつけ、手引の動力消防ポンプで活動をしたことがありますかについて、「ある」が36%、「ない」が53%、「置場又は動力消防ポンプがない」が11%との結果であり、手引の動力消防ポンプで活動したことが「ない」が半数以上を占めていました。

屯所等施設経過年数

(平成30年4月1日現在)

建築物種別	建築経過年数			
	1～20年未満	20～40年未満	40年以上	合 計
屯所・車庫	19	87	23	129
屯所・置場	2	12	7	21
屯 所	0	5	1	6
車 庫	2	18	4	24
置 場	1	39	11	51
合 計	24	161	46	231

② 基本方針

屯所等施設の更新を行う場合には、将来を見据えた長期的な視点から、地域の実情を踏まえ、方面隊や分団毎に方向性について協議を行い、借地状況も勘案のうえ必要な屯所等を選択し、より活動しやすい配置と安定的な更新を目指します。

③ 施策・取組み等

ア 屯所・車庫

- (ア) 建築年月日が古い順から更新します。
- (イ) 分団の部や班の統合・再編等を踏まえ、より活動しやすい屯所の配置に努め、借地状況も勘案のうえ屯所等施設の増設や集約等を行います。
- (ウ) 集会等で使用する屯所機能は、原則各分団1棟とします。その他は車庫のみとし、将来世代を見据え、人口基盤の変化により最適地へ移動可能な施設といたします。
- (エ) 屯所等施設総量に考慮し、安定した更新サイクルを目指すため、更新基準を60年とし、計画的な改修・補修を実施しながらさらなる長寿命化に努め、更新計画を作成します。
- (オ) 屯所等の更新時には、女性消防団員が活動しやすい施設の整備を図ります。

イ 屯所置場、単独屯所及び置場

屯所置場、単独屯所及び置場は、屯所車庫等の施設に集約し、多機能化します。

ウ 火の見櫓・ホース乾燥ポール

計画的に火の見櫓からホース乾燥ポールに切替えます。

施設総量の適正配置対策（例）

※ 施設総量の適正配置対策は、あくまでも例として作成したものであり、実際に集約等を行う場合には、地元消防団等と協議を行い、合意のもとに進めるものです。

対策Ⅰ 施設の統合による配置の見直しを検討

屯所車庫等施設延べ3施設を適正な配置を検討のうえ1施設に集約し、1施設に車両2台を配備することで、3施設3台から1施設2台とします。また、3施設に分散されていた人員を集約させることで、出勤人員を確保することにより、隊員間で連携のとれた現場活動が可能となります。さらに、施設総量の縮減により財政負担も軽減されます。

施設名		車両種別
第A分団1部屯所・車庫		ポンプ車
第A分団2部車庫		ポンプ車
第A分団3部車庫		積載車
合計	3施設	3台



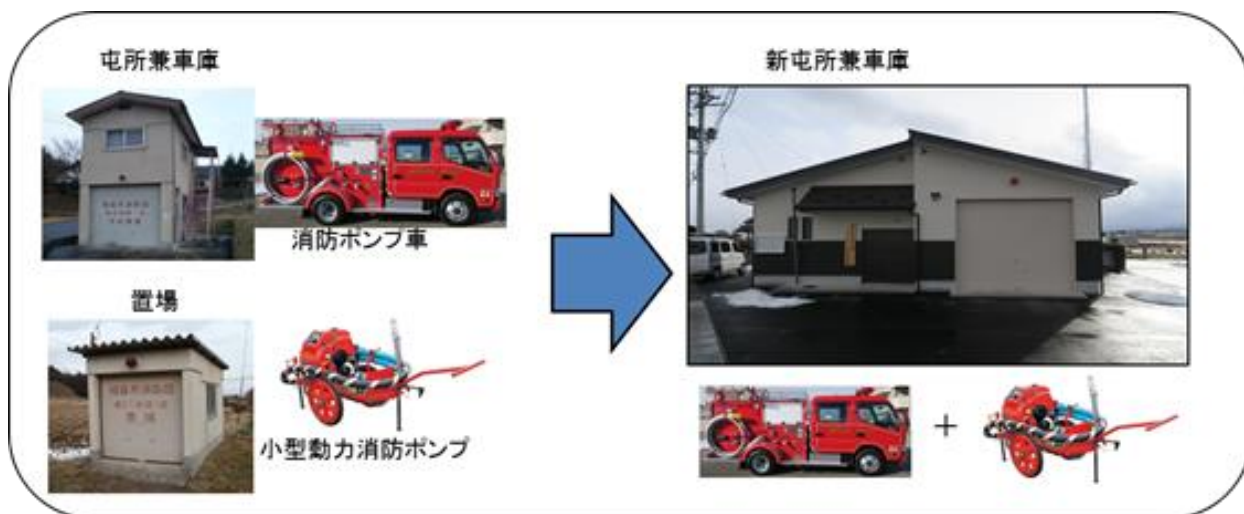
施設名		車両種別
第A分団屯所・車庫		ポンプ車・積載車
合計	1施設	2台
増減	－2施設	－1台

対策Ⅱ 屯所車庫・置場施設の集約化

置場にある小型動力ポンプ（B3・C1）は、手引きのリヤカーに設置されており、直近の火災対応のみで利用回数が少ないことから、置場機能を屯所車庫に集約します。

また、利用可能な小型動力ポンプは適正な維持管理を行い、山火事等の中継送水対応として有効に活用します。

※例 集約化イメージ図



（2）車両等の適正管理

① 現状と課題

平成30年4月1日現在、消防団車両は154台で、内訳はポンプ車72台、積載

車 8 2 台です。また、小型動力ポンプ（手引式）は 7 2 台で、内訳は B 3 が 8 台、C 1 が 6 4 台配備しています。過去 1 0 年間（平成 2 0 年度から平成 2 9 年度）の更新実績はポンプ車が 1 7 台、積載車が 1 0 台で合計 2 7 台でした。また、経年劣化やメンテナンス及び操作不良による修繕件数の増加によって修繕費用が増加しています。

参考として、平成 3 0 年度の消防車両の取得価格は、ポンプ車が約 1, 6 0 0 万円、積載車が約 7 0 0 万円です。

これらの車両等を今後計画的に更新するのは難しい状況にあることから、更新可能な計画を作成し、車両総量を縮減する必要があります。また、車両のあり方については分団毎に検討し、最終的に方面隊規模で適正台数及び配置を検討しなければなりません。

アンケート調査では、ポンプ車・積載車の台数について、「適当」が 9 1 %、「少ない」が 7 %、「多い」が 1 %との結果であり、現状では「適当」が 9 0 %を超えています。

車両等使用経過年数及び車両修繕件数

○車両等使用経過年数

（平成 3 0 年 4 月 1 日現在）

車両種別	使用経過年数			
	1 ～ 1 0 年未満	1 0 ～ 2 0 年未満	2 0 年以上	合計台数
ポンプ車	1 7	2 7	2 8	7 2
積載車	1 0	4 0	3 2	8 2
B 3（置場）	0	0	8	8
C 1（置場）	0	1 4	5 0	6 4

○車両修繕件数（過去 3 年間）

H 2 7	4 9 件
H 2 8	4 4 件
H 2 9	4 5 件

② 基本方針

地域の実情を踏まえ、地元消防団等で協議を行い必要な車両を選択し、車両総量を縮減することで持続可能な更新サイクルを構築します。また、地域の特性に適応した車種を選択して、安定した機動力の充実を目指します。

③ 施策・取組み等

ア 消防車両の配置を、将来世代を見据えた長期的な視点に立ち、地域の実情に応じた必要な機能を選択し、安定的に車両を更新します。

イ 消防車両等の整備

(ア) ポンプ車

・購入年月日が古い順から更新します。また、現行のCD-I型のポンプ車は準中型免許が必要なことや、更新購入時の費用が高額なことから積載車（軽仕様含む）へ仕様の変更を検討します。さらに、ポンプ車の更新時には普通免許で運転できる車両の導入を進めます。



・再配置終了時にはポンプ車を基本「各分団1台」の配置とします。

(イ) 積載車

・購入年月日が古い順から更新します。普通車仕様の積載車は充足していることから、より機動性に優れた軽自動車仕様の積載車導入を検討します。
・軽自動車仕様を導入することで財政負担の軽減が見込めます。



(ウ) 広報車等

・火災をはじめ水害等自然災害時の避難情報等の広報活動や、組織編成等の見直しに併せた災害時の団員搬送、水害時の土のう搬送を行えるよう「広報車」の導入を検討します。導入車種にあってはワンボックスタイプを検討し、多用途に対応できるものとしします。

(エ) 車両の更新

・車両更新は、毎年度ポンプ車2台、積載車2台の計4台を目標とします。
・消防車両の総量に考慮し、安定した更新サイクルを目指すための計画を作成します。

(オ) その他

・車両メンテナンス及び操作要領を周知徹底し、ランニングコストを縮減します。

(3) 装備品の充実

(消防団員の装備の改善等)

第14条 国及び地方公共団体は、消防団の活動の充実強化を図るため、消防団の装備の改善及び消防の相互の充実が図られるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(消防団の装備の改善に係る財政上の措置)

第15条 国及び都道府県は、市町村が行う消防団の装備の改善に対し、必要な財政措置を講ずるよう努めるものとする。

(「消防団等充実強化法」抜粋)

① 現状と課題

「消防団等充実強化法」を受け、情報通信機器、安全確保のための装備、救助資機材等の消防団の装備を充実するよう、平成26年2月に消防庁告示により「消防団の装備の基準」が改正されました。

消防団員の装備品は、「団員貸与品目」、「分団装備品目」、「車両装備品目」の3つに区分して装備しておりますが、貸与品を支給後経過年数が長期間となっているのが現状です。

アンケート調査では、個人装備品の貸与について、「充実」が１０％、「普通」が４６％、「不足」が３５％であり、さらに、不足３５％の内訳は、「救助用半長靴」が６９％、「防塵メガネ・防塵マスク」が３６％、「トランシーバー」が２４％との結果であり、個人装備品の貸与については「充実」しているが１０％であることから、今後、更なる充実を図る必要があります。

② 基本方針

消防団の装備品は、災害活動時の安全管理を図るうえで重要であることから、新たな物品の導入や在庫管理等の検討を行い装備品の充実を目指します。

③ 施策・取組み等

ア 貸与品の経年劣化や損傷等で安全性や着用に支障をきたす場合には速やかな再貸与に努めます。

イ 現在、活動服や長靴等の貸与品の在庫管理は各分団で行っていますが、本団管理の一元化を検討し、貸与品の有効活用を図ります。

ウ 平成２６年２月に消防庁告示により「消防団の装備の基準」が改正されたことから、施設や車両総量を減らした費用を充当し、活動の実態に応じた新たな装備品の貸与について検討します。

施策４ 処遇の改善

（１）団員処遇の改善

（消防団員の処遇の改善）

第１３条 国及び地方公共団体は、消防団員の処遇の改善を図るため、出勤、訓練その他の活動の実態に応じた適切な報酬及び費用弁償の支給がなされるよう、必要な措置を講ずるものとする。

（「消防団等充実強化法」抜粋）

① 現状と課題

地域の災害に即時に対応し、昼夜を問わず非常に厳しい環境下において活動する消防団員に対して、活動の実態に応じた団員報酬及び出勤手当（以下「団員報酬等」という。）が支給されるよう規定されております。

福島市における団員報酬等は、条例における支給額（以下、「支給額」という。）（団員年額報酬：３０，０００円、１回あたりの出勤手当：２，０００円）と地方交付税単位費用算定基礎額（以下、「基礎額」という。）（団員年額報酬３６，５００円、１回あたりの出勤手当７，０００円）を比較すると、基礎額より支給額の方が低い状況にあります。

また、福島市から消防団の運営や活性化を図ることを目的に助成金を支給していますが、今後の人口減少社会を視野に入れると、消防団の運営に必要な経費に対して団員一人あたりの負担額が増加することが懸念されることから、安定的かつ持続的に消防団を運営していくことが困難になるものと考えられます。

これらのことから、その活動の実態に応じた団員報酬等や出勤手当の見直しを行い、各種助成金の増額が必要となります。

アンケート調査では、報酬及び手当について、「少ない」が４２％、「適当」が３３％、「わからない」が２３％との結果であり、「少ない」と感じている団員が約半数を占めていました。

② 基本方針

活動の実態に応じた団員報酬等の見直しを検討したうえで、消防団員の処遇改善を目指します。

③ 施策・取組み等

ア 消防団員の処遇の改善を図るため、活動の実態に応じた団員報酬等の支給がなされるよう、必要な措置を講じます。

イ ２０１７年３月施行の道路交通法改正後に普通免許を取得した団員が準中型免許を取得する際の費用負担を検討します。

施策５ 教育・訓練の充実

（１）教育・訓練の強化

（消防団員の教育訓練の改善及び標準化等）

第１６条 国及び地方公共団体は、消防団員の教育訓練の改善及び標準化を図るため、教育訓練の基準の策定、訓練施設の確保、教育訓練を受ける機会の充実、指導者の確保、消防団員の安全の確保及び能力の向上等に資する資格制度の確立その他必要な措置を講ずるものとする。

２ 市町村は、所定の教育訓練の過程を終了した消防団員に対する資格制度の円滑な実施及び当該資格を取得した消防団員の適切な処遇の確保に努めるものとする。

（「消防団等充実強化法」抜粋）

① 現状と課題

現在、消防団が主催して行う教育や訓練（以下「教育等」という。）については、全団員を対象に毎年行う方面隊規律訓練、分団の代表を対象に毎年行うＳ－ＫＹＴ（消防団危険予知トレーニング）、入団から３年未満の団員を対象とした新入団員研修などがあります。

また、消防団員が福島県消防学校において受講する教育等は、主に部長以上の各方面隊代表者を対象とした初級幹部科や指揮幹部科などの課程や、訓練担当者や機関員など各方面隊代表者を対象とした訓練礼式指導員科や機関科などの課程であります。

これらの教育等は、全団員を対象に毎年行う方面隊規律訓練以外は、ごく限られた団員のみが対象となっていることから、方面隊や分団が行う訓練には十分反映されているとは言えない状態にあります。

アンケート調査では、消防訓練礼式の基本動作について、「熟知」が４７％、「よくわからない」が４５％、「十分熟知」が３％の結果であり、「熟知」と「よくわからない」が半々でした。

② 基本方針

従来行っている教育等や、今後新たに行う教育等について、団員の技術の向上に直結していくよう検討したうえで、教育・訓練の充実を目指します。

③ 施策・取組み等

- ア 従来行っている教育等が、団員の技術の向上に直結しているか否かを検証したうえで、教育等の充実を図ります。
- イ 全団員を対象に毎年行う方面隊規律訓練については、消防団員としての規律保持を身に付けるために必要な訓練となることから、本団訓練部長、方面隊訓練指導員を中心に指導を行い、規律訓練等の充実強化を図ります。
- ウ 車両の操作訓練や各分団に配備されている救助資機材を用いた訓練を定期的に行い、大規模災害等に対応できる体制の充実を図ります。
- エ 若手団員または、中堅団員に絞った教育訓練を行います。

(2) 消防操法の強化

① 現状と課題

消防操法とは、国が定める「消防操法の基準」及び「消防訓練礼式の基準」に基づき、消防職・団員が迅速、的確かつ安全に消防活動に従事できるよう定められた、消防用機械器具の取扱い及び操作方法です。

消防操法大会は、隔年に開催され、競技内容はポンプ車操法の部と小型ポンプ操法の部に分かれており、県北5支部（福島支部、伊達支部、川俣支部、二本松支部、本宮支部）で2種目の競技のうち交互に出場しています。福島市消防団は、分団毎に順番で出場しているため、団員数の少ない分団は、出場するにあたり選手を選定することが困難となりつつあり、また、費用負担が大きくなっております。

アンケート調査では、大会への出場について、「現状維持」が39%、「わからない」が40%、「取組検討」が20%との結果であり、「わからない」との回答が40%を占めていることから、大会の考え方については難しいと感じている団員が多いことがわかりました。

② 基本方針

「自らの地域は自ら守る。」という精神で、日ごろの訓練の成果を発表し、披露、実演することで、消防操法技術の向上と士気高揚を図り、地域防災体制の強化に役立てます。また、団員の士気高揚により、消防ポンプ操法大会では優秀な成績をおさめることを目指します。

③ 施策・取組み等

- ア 大会を通じて目標を明確にすることで、団員間の結束力と訓練意欲を高め、消火技術を安全・確実・迅速にしていくための充実を図ります。
- イ 消防ポンプ操法大会への出場のあり方について検討します。
- ウ 消防ポンプ操法大会で優秀な成績をおさめることができるよう、研究を行います。

施策 6 地域との連携

(1) 自主防災組織等の育成指導

(自主防災組織等の教育訓練における消防団の役割)

第18条 市町村は、消防団が自主防災組織及び女性防火クラブ（女性により構成される家庭から生ずる火災の発生の予防その他の地域における防災活動を推進する組織をいう。）、少年消防防火クラブ（少年が防火及び防災について学習するための組織をいう。）、市町村の区域内の公共団体その他防災に関する組織（以下「女性防火クラブ等」という。）の教育訓練において指導的な役割を担うよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（「消防団等充実強化法」抜粋）

① 現状と課題

消防団は、地域防災力の中核として欠くことのできないものであり、各地区で実施される防災訓練や自主防災組織等が行う訓練・研修会等に積極的に参加し、地域防災力の向上に努めております。

アンケート調査では、自主防災訓練等への参加について、「あり」が60%、「なし」が39%であり、6割を超える団員が自主防災訓練等に参加していました。

② 基本方針

地域特性に合わせた防火・防災指導を行い、地域防災力の向上を目指します。

③ 施策・取組み等

ア 地域防災力の充実強化を更に図るためには、住民の防災に関する意識を高めること、自発的な防災活動への参加を促進すること、自主防災組織等の活動を活性化することなどが重要であることから、地域防災リーダーの中核としての役割を担い、防災力の向上に努めます。

イ 親しみやすい防火・防災指導を実施するため、災害図上訓練（DIG）やロールプレイング訓練など、様々な訓練手法を習得し被害軽減対策を図ります。

ウ 防災については、幼少年期から成長に応じて学習することが大切です。学校等で行う防災訓練等に参加し、防災に関する学習の振興に努めます。

資料編

1 消防団員の条例定員数及び実数

(平成30年4月1日現在)

階級別 方面隊・分団別		総 数 (実数)	団 長	副 団 長	本 団 庶 務 部 長	本 団 訓 練 部 長	方 面 隊 長	分 団 長	副 分 団 長	部 長	班 長	団 員 (実数)
総 数		2, 630 (2485)	1	2	11	43	43	219	346	1965	(1820)	
本 団		14 (14)	1	2	11							
第1 方面隊	計	175 (169)			※1	7	7	26	27	109	(102)	
	1分団 (旧 市 内)	25 (22)				1	1	3	3	17	(14)	
	2分団 (")	22 (22)				1	1	4	3	13	(13)	
	3分団 (")	28 (26)				1	1	4	5	17	(15)	
	4分団 (")	25 (25)				1	1	4	5	14	(14)	
	5分団 (")	29 (29)				1	1	4	4	19	(19)	
	6分団 (")	25 (25)				1	1	4	5	14	(14)	
	22分団 (野 田 町)	21 (20)				1	1	3	2	14	(13)	
第2 方面隊	計	334 (301)			※1	5	5	27	42	256	(222)	
	7分団 (渡 利)	75 (67)				1	1	6	9	58	(50)	
	8分団 (杉 妻)	87 (78)				1	1	6	9	70	(61)	
	10分団 (岡 山)	65 (58)				1	1	5	10	48	(41)	
	19分団 (大 波)	43 (37)				1	1	5	7	29	(23)	
	20分団 (立 子 山)	64 (61)				1	1	5	7	50	(47)	
第3 方面隊	計	425 (390)			※1	6	6	35	57	322	(286)	
	9分団 (清 水)	100 (85)				1	1	7	11	80	(65)	
	11分団 (鎌 田)	66 (56)				1	1	6	10	48	(38)	
	12分団 (瀬 上)	55 (48)				1	1	6	7	40	(33)	
	13分団 (余 目)	70 (68)				1	1	5	10	53	(51)	
	14分団 (笹 谷)	57 (56)				1	1	6	9	40	(39)	
	15分団 (大 笹 生)	77 (77)				1	1	5	10	60	(60)	
第4 方面隊	計	240 (218)			※1	4	4	20	31	182	(159)	
	16分団 (吉 井 田)	68 (58)				1	1	6	9	51	(41)	
	17分団 (荒 井)	49 (49)				1	1	5	7	35	(35)	
	18分団 (土 湯)	43 (37)				1	1	4	5	32	(26)	
	21分団 (佐 倉)	80 (74)				1	1	5	10	63	(57)	
第5 方面隊	計	453 (439)			※1	6	6	34	55	353	(338)	
	23分団 (飯 坂)	100 (98)				1	1	7	11	80	(78)	
	24分団 (平 野)	75 (74)				1	1	5	10	58	(57)	
	25分団 (中 野)	70 (64)				1	1	6	9	53	(47)	
	26分団 (湯 野)	95 (95)				1	1	6	11	76	(76)	
	27分団 (東 湯 野)	37 (34)				1	1	5	7	23	(20)	
	28分団 (茂 庭)	76 (74)				1	1	5	7	62	(60)	
第6 方面隊	計	243 (241)			※1	4	4	20	35	181	(178)	
	29分団 (松 川)	78 (78)				1	1	5	13	58	(58)	
	30分団 (金 谷 川)	60 (59)				1	1	5	8	45	(44)	
	31分団 (水 原)	55 (54)				1	1	5	7	41	(40)	
	32分団 (下 川 崎)	50 (50)				1	1	5	7	36	(36)	
第7 方面隊	計	219 (212)			※1	3	3	16	33	165	(157)	
	33分団 (大 森)	76 (72)				1	1	6	12	56	(52)	
	34分団 (鳥 川)	70 (68)				1	1	5	10	53	(51)	
	35分団 (平 田)	73 (72)				1	1	5	11	55	(54)	
第8 方面隊	計	336 (321)			※1	4	4	23	40	266	(250)	
	36分団 (野 田)	97 (91)				1	1	7	12	76	(70)	
	37分団 (庭 坂)	88 (88)				1	1	5	9	72	(72)	
	38分団 (庭 塚)	81 (73)				1	1	5	10	64	(56)	
	39分団 (水 保)	70 (69)				1	1	6	9	53	(52)	
第9 方面隊	計	191 (180)			※1	4	4	18	26	140	(128)	
	40分団 (飯 野 町)	49 (46)				1	1	5	7	35	(32)	
	41分団 (青 木)	52 (48)				1	1	5	7	38	(34)	
	42分団 (大 久 保)	49 (47)				1	1	4	6	37	(35)	
	43分団 (明 治)	41 (39)				1	1	4	6	29	(27)	

※は方面隊長とし、方面隊の合計に含まず。

○充足率94. 5%

2 屯所等施設及び車両状況

(平成30年4月1日現在)

分 団 等		消防ポンプ車両等							火の見施設			建 築 物					
		総 数	消 防 自動車		積 型 載 ポン プ 付	小 型 ポン プ		ゴ ム ボ ー ト	総 数	火 の 見 櫓	ホ ー ス 乾 燥 ボ ー ル	総 数	屯 所 及 車 庫	屯 所 及 置 場	屯 所	車 庫	置 場
			水 槽 付	普 通		B 3 級	C 1 級										
総 数		229	1	71	82	8	64	3	207	168	39	231	129	21	6	24	51
第 1 方面隊	計	11	0	8	1	0	0	2	9	4	5	9	8	0	0	1	0
	1分団 (旧市内)	1		1					1		1	1	1				
	2分団 (")	1		1					1	1		1	1				
	3分団 (")	3		2				1	2	2		2	1			1	
	4分団 (")	1		1					1		1	1	1				
	5分団 (")	3		1	1			1	2		2	2	2				
	6分団 (")	1		1					1	1		1	1				
22分団 (野田町)	1		1					1		1	1	1					
第2方面隊	計	31	0	11	11	0	8	1	31	27	4	32	21	6	1	1	3
	7分団 (渡 利)	7		3	1		2	1	7	6	1	8	3	4		1	
	8分団 (杉 妻)	7		3	4				7	6	1	7	7				
	10分団 (岡 山)	5		3			2		4	4		5	3				2
	19分団 (大 波)	5		1	3		1		6	4	2	5	4	1			
	20分団 (立子山)	7		1	3		3		7	7		7	4	1	1		1
第3方面隊	計	36	0	15	9	0	12	0	33	27	6	37	24	2	0	0	11
	9分団 (清 水)	11		5			6		10	7	3	10	5				5
	11分団 (鎌 田)	6		1	3		2		6	6		6	4	1			1
	12分団 (瀬 上)	4		1	2		1		4	4		4	3	1			
	13分団 (余 目)	4		3			1		3	2	1	4	3				1
	14分団 (笹 谷)	4		4					3	2	1	4	4				
	15分団 (大笹生)	7		1	4		2		7	6	1	9	5				4
第4方面隊	計	18	0	7	8	0	3	0	15	10	5	18	12	0	0	3	3
	16分団 (吉井田)	5		1	4				5	5		5	5				
	17分団 (荒 井)	3		1	2				3	2	1	3	3				
	18分団 (土 湯)	4		2	1		1		1		1	4	1			2	1
	21分団 (佐 倉)	6		3	1		2		6	3	3	6	3			1	2
第5方面隊	計	35	1	9	17	0	8	0	32	24	8	39	24	0	2	2	11
	23分団 (飯 坂)	8	1	2	4		1		5	4	1	9	6				3
	24分団 (平 野)	9		1	3		5		8	7	1	9	4				5
	25分団 (中 野)	5		1	3		1		5	5		6	3		1	1	1
	26分団 (湯 野)	6		3	3				7	2	5	7	5			1	1
	27分団 (東湯野)	3		1	2				3	3		3	3				
	28分団 (茂 庭)	4		1	2		1		4	3	1	5	3		1		1
第6方面隊	計	27	0	6	9	0	12	0	23	19	4	27	13	2	0	2	10
	29分団 (松 川)	11		3	2		6		9	6	3	11	3			2	6
	30分団 (金谷川)	6		1	3		2		6	5	1	6	4	2			
	31分団 (水 原)	6		1	2		3		5	5		6	3				3
	32分団 (下川崎)	4		1	2		1		3	3		4	3				1
第7方面隊	計	17	0	6	7	0	4	0	12	11	1	18	12	1	1	1	3
	33分団 (大 森)	5		3	1		1		4	4		6	3	1	1	1	
	34分団 (鳥 川)	6		2	3		1		3	3		6	5				1
	35分団 (平 田)	6		1	3		2		5	4	1	6	4				2
第8方面隊	計	31	0	5	9	0	17	0	28	22	6	27	13	10	0	1	3
	36分団 (野 田)	8		1	2		5		9	8	1	8	3	4			1
	37分団 (庭 坂)	9		1	2		6		8	4	4	8	2	4		1	1
	38分団 (庭 塚)	9		2	2		5		6	5	1	6	4	1			1
	39分団 (水 保)	5		1	3		1		5	5		5	4	1			
第9方面隊	計	23	0	4	11	8	0	0	24	24	0	24	2	0	2	13	7
	40分団 (飯野町)	6		1	3	2			6	6		6	1			3	2
	41分団 (青 木)	6		1	3	2			8	8		7	1		1	3	2
	42分団 (大久保)	6		1	3	2			5	5		5				4	1
	43分団 (明 治)	5		1	2	2			5	5		6			1	3	2

3 団員貸与品及び分団装備品等の状況

① 団員貸与品目

品 目	貸与状況	備 考
帽（冬制帽）	副分団長以上・女性団員	
夏帽（夏制帽）	副分団長以上	
甲種衣（冬制服）	副分団長以上・女性団員	
乙種衣（法被）	全員	
ネクタイ	副分団長以上、女性団員	
夏衣	副分団長以上、女性団員	
アポロキャップ（夏・冬）	全員	平成27年度までの団員
アポロキャップ（全季節型）	新入団員	平成28年度から
活動衣（夏・冬上下）	全員	平成27年度までの団員
活動衣（全季節型上下）	新入団員	平成28年度から
Tシャツ	新入団員	平成28年度から
靴（活動衣用半長靴）	なし	
靴（ゴム長靴）	全員	
階級章（マジック式）	全員	
階級章（ピン式）	副分団長以上・女性団員	
ベルト（活動衣用）	全員	
安全帽（ヘルメット）	全員	
皮手袋	全員（1双）	
合羽	全員	
アルミ防火衣	全員	
防塵マスク	全員	
防塵メガネ	全員	
ヘッドライト	全員	

※平成30年度からアポロキャップ及び活動服は全団員が全季節型となる。

② 分団装備品目

品 目	装備状況	備 考
発電機	各分団あたり2基	
ガソリン携行缶	各分団あたり2缶	
投光器	各分団あたり2基	
コードリール	各分団あたり2基	
エンジンチェンソー	各分団あたり1基	救助用器材
2サイクル燃料缶	各分団あたり2本	救助用器材（2ℓ缶）
バール	各分団あたり1本	救助用器材
油圧ジャッキ2 t	各分団あたり1基	救助用器材
防塵メガネ	各分団あたり3個	救助用器材
防塵マスク	各分団あたり5枚	救助用器材
チェーンブロック1 t	各分団あたり1基	救助用器材
三脚Vハンガー	各分団あたり1基	救助用器材
三脚用パイプベース	各分団あたり1基	救助用器材
三脚用パイプ	各分団あたり1組	救助用器材（3本）
ロープ	各分団あたり1本	救助用器材（12mm×5m）
ヘッドライト	各分団あたり3基	救助用器材（LED）
防塵マスク	各分団あたり5枚	救助用器材（アスベスト対応）

③ 車両装備品目

品 目	貸与状況	備 考
トランシーバー	各分団車両あたり4基	
ライフジャケット	各分団車両あたり5着	
ヘッドライト	各分団車両あたり5基	

4 消防団員報酬等支給状況

(平成30年4月1日現在)

種 別	支 給 対 象	支給方法	金 額 (円)	備 考
報 酬 (年額)	団長	1年分を、前期・後期に分割して支給する	220,000	副団長階級
	副団長		160,000	
	本団庶務部長		160,000	
	本団訓練部長		160,000	
	方面隊長		160,000	
	分団長		87,000	兼ねて命じられた者
	副分団長		66,000	
	部長		47,000	
	班長		38,000	
	団員		30,000	
	機関員		6,000	
費用弁償	規律訓練等出勤者	出勤1回	2,000	
	火災防ぎょ・残火処理等出勤者	出勤1回	2,000	3時間以上活動
	救助又は捜索出勤者	出勤1回	2,000	警察からの要請
	水防出勤者	出勤1回	2,000	
助成金	方面隊・分団助成金	方面隊年額	80,000	※予算額
		分団 年額	130,000	
		団員 年額	1,200	
	活性化対策助成金	方面隊年額	50,000	
		分団 年額	35,000	
		団員 年額	120	
	防火パトロール 特別対策助成金	団 年 額	2,000,000	
	操法大会出場分団助成金	出場分団	280,000	

5 実施計画(例)

No.	類型	施設名称	棟_名称	棟_延床 面積(m) 集計用	棟_建 築年度	計画期間							合計	実施後延 床面積 (㎡)				
						内容	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度			2025年度	2026年度		
		第1分団(新町)屯所車庫	屯所及車庫	187.2	S46	事業名 対策費用(千円) 将来費用(千円) 延床増減(㎡)									187.20	0	0	0
1																		
		第2分団(豊田町)屯所車庫	屯所及車庫	106	S39	事業名 対策費用(千円) 将来費用(千円) 延床増減(㎡)										106.00	0	0
2																		
		第3分団(八島町)車庫	車庫	17.8	S47	事業名 対策費用(千円) 将来費用(千円) 延床増減(㎡)										17.80	0	0
3																		
		第3分団1部(旭町)屯所車庫	屯所及車庫	94.8	S45	事業名 対策費用(千円) 将来費用(千円) 延床増減(㎡)										94.80	0	0
4																		
		第4分団(天神町)屯所車庫	屯所及車庫	66.2	H20	事業名 対策費用(千円) 将来費用(千円) 延床増減(㎡)										66.20	0	0
5																		
		第5分団(五月町)屯所車庫	屯所及車庫	70.6	H20	事業名 対策費用(千円) 将来費用(千円) 延床増減(㎡)										70.60	0	0
6																		
		第5分団2部(南町)屯所車庫	屯所及車庫	58	H12	事業名 対策費用(千円) 将来費用(千円) 延床増減(㎡)										58.00	0	0
7																		
		第6分団(太田町)屯所車庫	屯所及車庫	66.2	S44	事業名 対策費用(千円) 将来費用(千円) 延床増減(㎡)										66.20	0	0
8																		
		第7分団1部(西ノ内)屯所車庫	屯所及車庫	75.8	S59	事業名 対策費用(千円) 将来費用(千円) 延床増減(㎡)										75.80	0	0
9																		
		第7分団1部(沖町)屯所置場	屯所及置場	15.7	S44	事業名 対策費用(千円) 将来費用(千円) 延床増減(㎡)										15.70	0	0
10																		
		第7分団2部(原)屯所置場	屯所及置場	16.6	S47	事業名 対策費用(千円) 将来費用(千円) 延床増減(㎡)										16.60	0	0
11																		
		第7分団2部(扇田町)屯所車庫	屯所及車庫	37.3	S55	事業名 対策費用(千円) 将来費用(千円) 延床増減(㎡)										37.30	0	0
12																		

※次期「福島市総合計画」と「新時代消防団計画」との整合を図りながら、地元分団や地区住民との合意の基、適正規模の確保と適正配置について適宜検討します。

○実施計画における消防ポンプ自動車更新計画(例)

分団	部	地区	字名	車両 登録年月日	建物 建築年月日	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年
1		新町		H25.12.6	S47.3.31											
2		豊田町		H2.11.1	S39.12.29											
3	1	旭町		H19.9.13	S46.3.20											
3	2	八島町		H10.9.24	S47.7.15											
4		天神町		H2.11.1	H21.3.16											
5	1	五月町		H2.10.23	H21.3.19											
6		太田町		H2.10.23	S45.3.31											
22		野田町	四丁目	H2.10.23	S41.3.31											
7	1	渡利	西ノ内	H13.9.14	S59.12.3											
7	2	渡利	扇田町	H20.9.18	S56.6.30											
7	3	渡利	敷ヶ森	H24.2.10	H24.10.9											
8	1	杉妻	西裏	H8.9.27	S62.11.14											
8	2	杉妻	畑田	H3.10.24	S57.11.4											
8	4	杉妻	金込町	H11.6.29	S56.9.18											
10	1	岡山	町東	H12.9.12	S53.3.25											
10	2	岡山	高畑	H4.7.30	S51.3.25											
10	3	岡山	中島	H19.9.13	H24.10.10											
19	1	大波	滝ノ入	H17.10.21	H4.3.25											
20	2	立子山	竹ノ下	H23.1.14	S53.2.14											
9	1	清水	泉川	H7.9.25	H7.11.22											
9	2	清水	戸ノ内	H12.9.12	H14.3.28											
9	3	清水	本田	H14.10.21	H8.3.27											
9	4	清水	成出	H11.6.29	H3.1.25											
9	5	清水	稲荷田	H3.10.9	H4.3.25											
11	1	鎌田	町	H19.9.13	H24.9.25											
12	4	瀬上	本町	H3.9.26	S58.12.28											
13	1	余目	鍛冶畑	H24.10.17	S57.12.10											
13	2	余目	瘤石	H13.9.14	H8.3.29											
13	3	余目	檀ノ腰	H7.9.25	S54.3.24											
14	1	笹谷	中金屋	H20.9.18	S61.3.31											
14	2	笹谷	鍛冶古屋	H18.9.22	S55.3.25											
14	3	笹谷	古前原	H14.10.21	S50.12.10											
14	4	笹谷	東横堀	H12.9.12	H18.3.23											
15	1	大笹生	白畑	H18.9.22	H5.3.30											
16	2	吉井田	葉ノ木立	H19.9.13	S50.3.25											
17	2	荒井	高土手	H23.1.14	S46.3.31											
18	1	土湯	上ノ町	H3.9.26	S57.2.19											
18	2	土湯	悪戸尻	H7.9.25	H6.11.7											
21	1	佐倉	下林	H3.10.9	H2.2.26											
21	2	佐倉	粕内	H20.9.18	H15.2.28											
21	3	佐倉	西	H24.10.17	H27.2											
23	1	飯坂	上原	H9.9.22	S45.3.31											
23	2	飯坂	古館	H9.9.22	H29.3.30											
23	5	飯坂	古館	H14.10.21	H29.3.30											
24	2	平野	江添	H8.9.27	S60.12.20											
25	2	中野	東森	H24.2.10	S51.3.20											
26	1	湯野	導専	H17.10.20	S50.3.20											
26	2	湯野	町尻	H14.10.21	H16.3.18											
26	3	湯野	前原	H7.2.24	H7.2.27											
27	1	東湯野	内畑	H25.12.6	S58.3.17											
28	3	茂庭	中茂庭	H4.7.30	S58.11.19											
29	1	松川	上桜内	H7.9.25	S49.3.25											
29	2	松川	後原	H10.9.24	H8.3.27											
29	3	松川	竹ノ内	H12.9.12	H10.3.10											
30	1	金谷川	幸道	H20.9.18	H8.12.27											
31	2	水原	万城	H8.9.27	S59.10.31											
32	2	下川崎	鍛冶屋	H26.11.19	H7.3.17											
33	1	大森	高畑	H11.6.29	H4.3.25											
33	2	大森	合ノ川	H10.9.24	H3.2.22											
33	3	大森	滝ノ前	H26.11.19	S55.3.25											
34	1	鳥川	西谷地	H13.9.14	H15.2.28											
34	3	鳥川	田中内前	H10.9.24	H24.10.10											
35	2	平田	久保前	H7.9.25	H24.10.5											
36	1	野田	笹木野町	H28.2.18	S54.12.17											
37	1	庭坂	中通	H10.9.24	S57.3.5											
38	2	庭塚	南原	H30.1.25	H5.3.30											
38	2	庭塚	湯花沢	H3.10.24	H12.11.29											
39	2	水保	堂田南	H3.10.24	S61.3.23											
40	2	飯野	後川	H1.11.1	H1											
41	2	青木	向広表	S63.10.21	不明											
42	1	大久保	南町	H3.1.20	不明											
43	2	明治	南小戸明利	H28.12.20	不明											
						0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

○実施計画における小型動力ポンプ積載車更新計画(例)

分団	部	地区	字名	車両登録 年月日	B3購入 年月日	建築 年月日	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	30年	31年	32年
5	2	南町		H11.7.12	H11.7	H13.3.12														
7	4	渡利	稲場	H10.9.21	H10.9	H1.12.27														
8	1	杉妻	堰下	H5.9.10	H12.9	H2.3.8														
8	3	杉妻	戸ノ内	H4.9.20	H10.9	H6.3.31														
8	3	杉妻	杉ノ内	H28.1.22	H28.11	H2.3.29														
8	4	杉妻	町ノ内	H9.9.16	H8.10	S59.11.21														
19	2	大波	土屋場	H13.9.17	H13.9	H14.3.15														
19	2	大波	上屋敷前	H10.9.21	H12.9	S58.12.13														
19	3	大波	一里壇	H12.9.14	H2.8	S51														
20	1	立子山	宮畑	H8.9.19	H13.9	H1.1.27														
20	2	立子山	畑中	H14.10.18	H2.8	S55.1.31														
20	3	立子山	上館	H12.9.12	H20.10	S58.2.26														
11	2	鎌田	沼前	H14.10.18	H18.10	S56.12.22														
11	3	鎌田	北街道下	H12.9.12	H13.9	S52.12.21														
11	4	鎌田	芳堀	H8.9.18	H10.9	H4.3.25														
12	1	瀬上	前川原	H20.10.28	H18.10	S62.11.14														
12	3	瀬上	向瀬上	H11.7.9	H8.10	S56.12.3														
15	1	大笹生	上ノ町	H7.9.29	H12.9	H2.2.26														
15	2	大笹生	仲畑	H13.9.17	H2.8	H29.12.6														
15	3	大笹生	西荒	H14.10.18	H2.8	S50.2.28														
15	3	大笹生	折戸前	H9.9.16	H8.10	H7.8.18														
16	1	吉井田	神明	H5.9.10	H12.9	S54.10.26														
16	3	吉井田	桜内	H14.10.18	H13.9	S59.1.17														
16	4	吉井田	前の場	H9.9.16	H10.9	S57.2.19														
16	4	吉井田	北島	H8.9.18	H14.10	S51														
17	1	荒井	北峠原	H14.10.18	H13.9	H5.3.25														
17	3	荒井	上庭前	H29.1.13	H28.12	S57.2.19														
18	2	土湯	鷺倉	H9.9.16	H4.8	S53.11.16														
21	1	佐倉	下新田	H10.9.21	H10.9	S59.3.25														
23	1	飯坂	五輪田	H8.9.19	H11.7	S54.3.31														
23	3	飯坂	町裏	H9.9.17	H14.10	S56.3.11														
23	4	飯坂	小川	H28.1.22	H28.11	S56.3.11														
23	4	飯坂	五郎兵工館	H13.9.17	H18.10	S50.3.24														
24	1	平野	池ノ北	H7.9.29	H11.7	H6.3.23														
24	3	平野	上台	H11.7.12	H20.10	H4.3.25														
24	3	平野	稗原	H10.9.21	H11.7	H24.10.11														
25	1	中野	田中	H12.9.12	H20.10	H24.10.11														
25	3	中野	滝ノ沢	H6.10.7	H18.10	S45.4.1														
25	4	中野	円部	H9.9.18	H1.7	S58.3.31														
26	1	湯野	作道	H10.9.22	H18.10	S59.10.12														
26	3	湯野	滝ノ上	H9.9.17	H14.10	H1.2.17														
26	4	湯野	谷地畑	H12.9.13	H20.10	S55.9.16														
27	2	東湯野	南畑	H9.9.17	H18.10	H3.2.22														
27	3	東湯野	外屋敷	H4.9.28	H18.10	H6.3.30														
28	1	茂庭	滝野前	H17.12.19	H14.10	H7.3.17														
28	2	茂庭	小泉	H11.7.12	H18.10	H6.3.30														
29	1	松川	上桜内	H8.9.19	H11.7	S58.3.15														
29	3	松川	金山	H12.9.13	H19.10	S48.3.31														
30	1	金谷川	表不動	H10.9.22	H9.9	H4.3.25														
30	2	金谷川	深沢	H12.9.13	H17.11	S55.3.25														
30	3	金谷川	高並	H13.9.17	H13.9	H3.2.5														
31	1	水原	上野原	H9.9.17	H17.11	H1.1.26														
31	3	水原	門田	H4.9.28	H14.10	S61														
32	1	下川崎	上ノ内	H7.9.29	H20.10	S62.1.19														
32	3	下川崎	戸ノ内	H4.9.29	H12.9	S61.1.27														
33	4	大森	本町裏	H7.10.2	H17.11	H24.9.26														
34	1	鳥川	五反田	H9.9.18	H18.10	S61.1.24														
34	2	鳥川	三斗内	H13.9.17	H17.11	H3.3.28														
34	3	鳥川	小堀内	H6.10.7	H17.11	S58.2.7														
35	1	平田	音坊	H10.9.22	H18.10	S55.3.25														
35	1	平田	戸ノ内前	H13.9.17	H17.11	H4.3.25														
35	3	平田	西ノ内	H11.7.12	H18.10	H2.2.26														
36	3	野田	西中央	H11.7.12	H9.9	S57.3.10														
36	5	野田	山神	H12.9.14	H12.9	S49.3														
37	2	庭坂	長林	H12.9.14	H20.10	S62.1.19														
37	3	庭坂	割石	H8.9.18	H10.9	H8.12.27														
38	1	庭塚	前林	H12.9.14	H2.8	S57.10.15														
38	3	庭塚	瀬戸	H10.9.22	H17.11	H9.2.21														
39	1	水保	下砂田	H24.11.13	H11.7	H1.1.24														
39	3	水保	下林	H11.7.9	H17.11	S59.10.31														
39	4	水保	玉北	H17.12.19	H1.7	H24.10.11														
40	1	飯野	東四在家	H8.4.29	H8.4.29	S63.6														
40	2	飯野	前原田	H26.3.14	H26.3	不明														
40	3	飯野	戸ノ内	H19.4.22	H24.10	S54														
41	1	青木	小手神森	H9.9.20	H2.7	S58														
41	1	青木	平	H24.6.20	S62.5	S55.3.25														
41	3	青木	下日ノ倉	H27.3.16	H26.12	S63														
42	1	大久保	椿沢	H19.12.20	H24.10	S59														
42	2	大久保	伊賀ノ内	H9.4.26	H11.4	不明														
42	2	大久保	田端	H24.11.13	S62.5	S61														
43	1	明治	源三屋敷	H23.1.20	S63.6	S56														
43	2	明治	胡桃作	H8.4.1	H24.10	H9														
						計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

福島市新時代消防団計画

平成31年3月

新時代消防団運営協議会
(福島市消防団)